

山梨県公報

第一千六百六十八号

平成二十三年

九月二十二日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定(五件)……………六六一

道路の区域変更(六件)……………六六三

道路の供用開始……………六六五

公告

障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定……………六六五

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定……………六六五

指定予定保安林の所在不分明通知……………六六六

教育委員会

山梨県立考古博物館処務規程及び山梨県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則……………六六七

監査委員

監査の結果に基づく措置状況……………六六七

告示

山梨県告示第三百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月二十二日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町万沢字山ノ神沢一四二二一から一四二二三まで、一四二二三の二、一四二二四から一四二二八まで、一四二二三、一四二四〇、一四二四一、一四二四一内一、一四二四五、一四二四六、一四二五四から一四二五八まで、一四二六〇から一四二六四まで、一四二六六から一四二七一まで、一四二七六、一四二七六内三、一四二七七から一四二八三まで、一四二八五から一四二九二まで、字日陰中尾一五九一、

一一五九二、一一六七一から一一六七四まで、一一六七六、一一六七六の乙、一一七八二、一一六八二内一、一一六八二内二、一一六八三、一一六八七から一一六九二まで、一一六九五、一一六九六、一一六九九、一一七〇〇、一一七〇二、一一七〇三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百八十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月二十二日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町万沢字奥西沢一四二四、一四八六、一四八六の二、一四八七、一四八八、一四九五、一四九六、一四九六の二、一四九七、一四九九から一五〇四まで、一五〇六、一五〇九から一五二二まで、一五二五、一五二〇、一五二七、一五三三、一五三三の二、一五三三の二、一五三三の三、一五三三の四、一五三五、一五五〇、一五九〇、字細田一四四六八、一四四六八内一、一四四七一、一四四七二、一四四七四、一四四七四内一、一四四七五から一四四七七まで、字唐沢一三三六九、一三三六九内一、一三三七〇から一三三七二まで、一三三七五から一三三八〇まで、一三三三七から一三三三二まで、一三三三二の二、一三三三三の二、一三三三四、一三三三五、一三三三三から一三三三七まで、一三三三七の二、一三三三八から一三三三九まで、一三三三六、一三三三七、一三三三七内一、一三三三七内二、一三三三八から一三三七一まで、一三三七一の二、一三三七三から一三三七六まで、一三三七六の三、一三三三

七六内一、一三三七七、一三三八三

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月二十二日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町万沢字オノ神一四九三、一五〇二三から一五〇一六まで、一五〇二二、一五〇三三、一五〇二六から一五〇二八まで、一五〇三三から一五〇三五まで、一五〇三五の二、一五〇三六から一五〇四二まで、一五〇四二の二、一五〇四二の三、一五〇四三、字小倉一四七一九の二、一四七二〇、一四七二一、一四七二四から一四七二八まで、一四七八三から一四七九六まで、一四八〇〇から一四八〇六まで、一四八〇六内一、一四八〇七、一四八〇八、一四八〇八内一、一四八〇九から一四八一まで、一四八一内一、一四八二から一四八四まで、一四八四内一、一四八七一、一四八八三、一四八八四、一四八九九から一四九〇四まで、一四九〇六、一四九〇七、一四九一五、字川戸一五〇五三、字堀切一四四七八から一四四八七まで、一四五三二から一四五三四まで、一四六一五、一四六五一、一四六五二、一四六五四、一四六五五、一四六五七から一四六六四まで、一四六六七、一四六六八、一四六七二、一四六七三から一四六八三まで、一四六八三内一、一四六八四から一四六八六まで、一四六八九から一四六九二まで、一四六九四、一四六九五、一四六九八、一四七〇一、一四七〇九、一四七一から一四七二三まで、一四七二三の二、一四七二四から一四

七一八まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月二十二日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡南部町内船字大峯平一四三三六、一四三三七
二 指定の目的
水源のかん養
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採方法
1 主伐に係る伐採種は、定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年九月二十二日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所

南巨摩郡富士川町鯉沢字打越二五九八、二六〇〇、二六〇三から二六〇八まで、二六〇一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字打越二五九八・二六〇三から二六〇六まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、二六〇七、二六〇八、二六〇一
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第三百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年十月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十二日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 一般国道

二 路線名 三五八号

三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
甲府市右左口町字城越四六八番の三七地先から 甲府市右左口町字城越六六六番の一 地先まで		八・〇	一三・三	三四・〇	六二〇・〇
			三九・一		

山梨県告示第三百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年十月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三五八号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		旧	新		
甲府市古閑町字平川一七三三番の一 地先から 甲府市古閑町字平川一五五五番の一 地先まで		一六・七	二七・八	三一・五	二六〇・〇
			一五七・五		

山梨県告示第三百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年十月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石和温泉停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
笛吹市石和町松本字三門一八九番の一〇地先から 笛吹市石和町松本字前河原一八四番地先まで	旧	一・二・〇	三三八・七
	新	一・二・〇 三〇・四	
			三三六・七

山梨県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年十月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 下神内川石和温泉停車場線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
笛吹市石和町松本字三門七二番の二地先から 笛吹市石和町松本字三門一八八番の四地先まで	旧	一・二・〇	二四四・〇
	新	一・一・一 三〇・三	
			二四四・〇

山梨県告示第三百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年十月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 柳平塩山線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延長 (メートル)
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
山梨市牧丘町杣口字山本一三九六番の八地先から 山梨市牧丘町千野々宮字大石窪琴川右岸堤防敷地先まで	旧	一五・八 二七・九	五七・〇
	新	一五・八 二九・〇	
			五七・〇

山梨県告示第三百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年十月十三日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石和温泉停車場松本線
- 三 道路の区域

区 間	旧新	敷地の幅員	延長
			長

		の別	(メートル)	(メートル)
		新	旧	
笛吹市石和町松本字三門七二番の二地先から			一一・〇〇	二四四・〇
笛吹市石和町松本字三門一八八番の四地先まで		一一・一〇 三〇・三		二四四・〇

山梨県告示第三百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所において、この告示の日から平成二十三年十月十三日まで一般の縦覧に供する。
平成二十三年九月二十二日

山梨県知事 横内 正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	大月停車場線	大月市大月一丁目字六貫メ三四 六番の六地先から 大月市大月一丁目字六貫メ三四 六番の一 địa先まで	五二・〇	平成二十三年九月二十二日

公 告

● 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、次の者を指定障害者支援施設として指定した。
平成二十三年九月二十二日

山梨県知事 横内 正明

名 称	施設の名称	施設の所在地	サービス内容	主たる対象者

社会福祉法人 しあわせ会	白州いずみの家	北杜市白州町白須 八四三八番	生活介護	知的障害者
社会福祉法人 山梨ライトハウス	山梨県立青い鳥 成人寮	甲府市下飯田二丁目一〇番一 号	生活介護	知的障害者・ 身体障害者・ 精神障害者
			施設入所支援	知的障害者・ 身体障害者・ 精神障害者

● 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定に基づき、次の者を指定障害福祉サービス事業者として指定した。
平成二十三年九月二十二日

山梨県知事 横内 正明

名 称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス内容	主たる対象者
社会福祉法人 ぎんが福祉会	きらり	甲斐市竜王三〇一 番一	児童デイサー ビス	障害児
特定非営利活 動法人地域生 活支援システ ム研究会パン ジー	ドロップ	中巨摩郡昭和町上 河東七三八番一	共同生活援助	知的障害者・ 精神障害者
特定非営利活 動法人あさひ	あさひテレサホ ーム	北杜市高根町村山 北割八六番六	共同生活援助	知的障害者
社会福祉法人 深敬園	ラ・ピエーノ	南アルプス市飯野 二〇一八番一	共同生活援助	身体障害者
特定非営利活 動法人あさひ	リベルタ	西八代郡市川三郷	就労継続支援	精神障害者

動法人のつばいの郷	町大塚三八二四番	B型	就労継続支援	身体障害者・知的障害者・精神障害者
社会福祉法人ぎんが福祉会	きららべーカリ	就労継続支援 A型	知的障害者・精神障害者	身体障害者・知的障害者・精神障害者
特定非営利活動法人希会	きりあ	就労継続支援 B型	知的障害者・精神障害者	知的障害者・精神障害者
特定非営利活動法人甲西福祉会	どんぐりの家	就労移行支援	身体障害者・知的障害者・精神障害者	身体障害者・知的障害者・精神障害者
社会福祉法人あすなるの会	みとおし	生活介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者	身体障害者・知的障害者・精神障害者
社会福祉法人ゆうき会	ゆうき工房	生活介護	知的障害者	知的障害者
社会福祉法人上野原若帖会	わかあゆ工房	生活介護	身体障害者・知的障害者・精神障害者	身体障害者・知的障害者・精神障害者

● 指定予定保安林の所在不分明通知
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を身延町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
 平成二十三年九月二十二日

山梨県知事 横内正明

指定予定保安林の所在場所及び通知の相手方

社会福祉法人高根福祉みのる会	北杜市障害福祉サービス事業所 パル実郷	北杜市高根町箕輪 二二七〇番一	生活介護	知的障害者
社会福祉法人富士吉田市社会福祉事業団	富士吉田市福祉ホール指定居宅介護事業所	富士吉田市下吉田 一九〇〇番一	重度訪問介護	身体障害者・障害児
社会福祉法人富士吉田市社会福祉事業団	富士吉田市地域福祉交流センタ	富士吉田市上吉田 二〇四六番	就労移行支援	知的障害者・精神障害者
特定非営利活動法人櫻の実作業所	櫻の実作業所	甲府市宝一丁目二 九番一	就労継続支援 B型	知的障害者・精神障害者
社会福祉法人富士吉田市社会福祉事業団	富士吉田市地域福祉交流センタ	富士吉田市上吉田 二〇四六番	就労移行支援	知的障害者・精神障害者
社会福祉法人富士吉田市社会福祉事業団	富士吉田市福祉交流センタ	富士吉田市上吉田 二〇四六番	就労継続支援 B型	知的障害者・精神障害者
社会福祉法人富士吉田市社会福祉事業団	富士吉田市福祉ホール指定居宅介護事業所	富士吉田市下吉田 一九〇〇番一	居宅介護	身体障害者・知的障害者・障害児・精神障害者
社会福祉法人高根福祉みのる会	北杜市障害福祉サービス事業所 パル実郷	北杜市高根町箕輪 二二七〇番一	生活介護	知的障害者
			就労移行支援	知的障害者
			就労継続支援 B型	知的障害者

指定予定保安林の所在場所	通知の相手方
南巨摩郡身延町西嶋字山ノ神二五八八	天王社
南巨摩郡身延町西嶋字山ノ神二六〇一	笠井アヤ子

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 指定予定保安林の告示

平成二十三年八月二十九日山梨県告示第三百五十五号

教育委員会

山梨県教育委員会規則第九号

山梨県立考古博物館処務規程及び山梨県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年九月二十二日

山梨県教育委員会

委員長 久保嶋 正 子

山梨県立考古博物館処務規程及び山梨県教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則

(山梨県立考古博物館処務規程の一部改正)

第一条 山梨県立考古博物館処務規程(昭和五十七年山梨県教育委員会規則第三号)の

一部を次のように改正する。

第七条第七号イ中「第六条」を「第四条」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「第八条」を「第七条」に改め、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「第九条」を「第八条」に改め、同号二を同号八とし、同号ホ中「第十条第二項」を「第九条第二項」に改め、同号ホを同号二とする。

第九条に次の一項を加える。

2 館長及び副館長共に不在で急施を要するときは、次長がその事務を代決する。

(山梨県教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第二条 山梨県教育委員会事務決裁規則(平成十三年山梨県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「九 副館長」を「九 副館長等」に改め、「、山梨県立考古博物館設置及び管理条例第四条」を削り、「副館長」の次に「並びに山梨県立考古博物館設置及び管理条例第四条の規定による次長」を加える。

第十条中「副館長」を「副館長等」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

監査委員

山梨県監査委員告示第十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき措置状況について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十三年九月二十二日

山梨県監査委員	興 水 修 策
同	中 込 孝 元
同	木 村 富 貴 子
同	鈴 木 幹 夫

○ 児童家庭課、中央児童相談所、都留児童相談所、甲陽学園

- 1 監査執行年月日 予備監査日 平成22年12月15日から平成23年1月14日まで
委員監査日 平成23年1月26日から平成23年1月31日まで
- 2 監査対象期間 平成17年度から平成21年度まで（児童入所施設等措置費関係）
- 3 監査結果及び講じた措置

監 査 結 果	講 じ た 措 置
<p>1 監査の結果</p> <p>監査の結果、以下のような事務処理誤りが認められ、集計結果は次の事務処理誤りの類型別集計（全体）のとおりであった。</p> <p>なお、集計にあたっては、次の基準により整理した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過大額（過少額）とは、県が国へ国庫負担金の実績報告をした金額が、県が実際に支弁した金額よりも過大（過少）であった金額である。 過大額（過少額） = 国庫負担金の実績報告済額 - 実際の支弁済額 ・ 過払額（不足額）とは、県が実際に支弁した金額が、国の交付要綱等に基づいて算定した正当な算定額よりも過大（過少）であった金額である。 過払額（不足額） = 実際の支弁済額 - 国の交付要綱等に基づいて算定した額 ・ 次の集計表の過大額・過払額の欄には、過大額及び過払額が集計されており、過少額・不足額の欄には、過少額及び不足額が集計されている。 	

事務処理誤りの類型別集計(全体)(平成17年度から平成21年度までの合計額)

①中央児童相談所、都留児童相談所、甲陽学園分(国)

項目	被虐待児受入加算費	
	過大額 過払額	過少額 不足額
ア 適用要件の誤り	14,035,030	0
イ 適用単価の誤り	20	0
ウ 最終日算入誤り	6,880	0
エ その他の算定誤り	0	△ 50,740
オ その他の国庫負担金の報告誤り	120,400	△ 1,733,720
合計	14,162,330	△ 1,784,460

②児童家庭課分

項目	国基準分	
	過大額 過払額	過少額 不足額
ア 里親	297,382	△ 422,605
イ 児童養護施設、乳児院等	885,632	△ 6,145,520
合計	1,183,014	△ 6,568,125

③全体

項目	国基準分	
	過大額 過払額	過少額 不足額
全体	18,778,976	△ 17,718,322

①の続き

その他の費目		合計	
過大額 過払額	過少額 不足額	過大額 過払額	過少額 不足額
2,195,340	△ 100,350	16,230,370	△ 100,350
46,100	△ 119,360	46,120	△ 119,360
973,440	0	980,320	0
174,952	△ 1,264,400	174,952	△ 1,315,140
43,800	△ 7,881,627	164,200	△ 9,615,347
3,433,632	△ 9,365,737	17,595,962	△ 11,150,197

②の続き

県単独分		合計	
過大額 過払額	過少額 不足額	過大額 過払額	過少額 不足額
196,104	△ 143,898	493,486	△ 566,503
23,358	△ 256,000	908,990	△ 6,401,520
219,462	△ 399,898	1,402,476	△ 6,968,023

③の続き

県単独分		合計	
過大額 過払額	過少額 不足額	過大額 過払額	過少額 不足額
219,462	△ 399,898	18,998,438	△ 18,118,220

事務処理誤りの類型別集計の内訳は次のとおりである。

なお、「国庫負担金の報告」とは、「国庫負担金の実績報告」の意味であり、委託先等に対して金銭の支払いがあったものについては「支給」という語を用いている。

(1) 被虐待児受入加算費に関する誤り

ア 適用要件の誤り

- ① 平成17年度より、虐待により児童入所施設等に対象児童を一時保護委託した場合被虐待児受入加算費を加算できるようになったが、被虐待児受入加算費の対象とならない児童相談所の一時保護所に保護の児童について、国庫負担金の報告に含め過大に交付を受けていたもの。(一時保護所保護分)

過大額 4,471人 3,845,060円

(1) -ア-①の措置

国に対して、事業実績報告の訂正を提出し、その指示に基づき精算処理を行った結果、全体として過大交付となったため、交付金を返還した。

また、措置費制度に対する理解を深めるため、関係所属の管理職及び一般職員を対象とした研修会や、措置費制度の要綱改正や単価改定について、担当者の研修会を開催し、関係職員に制

(都留児童相談所 4,471人 3,845,060円)

(内 訳)

・都留児童相談所

一人一日当たり 860円×4,471人
=3,845,060円

注) 人数は監査対象期間中の事務処理誤りにかかる延べ人数である。(以下同じ)

② 被虐待児受入加算費の支給対象となっていない里親や病院等に一時保護委託した場合に、加算費を支給し、過払いとなっていたもの。(一時保護委託分)

過払額 2,612人 2,246,130円

(中央児童相談所 2,246人 1,931,370円、
都留児童相談所 366人 314,760円)

(内 訳)

・中央児童相談所

一人一日当たり 860円×2,227人
=1,915,220円

一人一日当たり 850円×19人
=16,150円

・都留児童相談所

一人一日当たり 860円×366人
=314,760円

③ 被虐待児受入加算費については、1年間を適用期間としているが、この適用期間を超えている児童数を国庫負担金の報告に含め、過大に交付を受けていたもの。(施設措置分)

過大額 286人 7,493,200円

(甲陽学園 286人 7,493,200円)

(内 訳)

・甲陽学園

一人一月当たり 26,200円×(398人
-112人) =7,493,200円

④ 被虐待児受入加算費の支給対象となっていない里親や病院等に一時保護委託した場合に加算費を支給し、過払いとなっていたもの。なお、これは単価改正(平成21年度から単価が860円から850円に改正)が反映されないまま加算費が支給されていたものでもある。(一時保護委託分)

過払額 524人 450,640円

(中央児童相談所 524人 450,640円)

(内 訳)

・中央児童相談所

一人一日当たり 860円×524人
=450,640円

度の理解の徹底を図るとともに、被虐待児受入加算費の対象児童であるか否かを書面で確認できるよう、児童措置通知の様式の統一を行った。

(1) -ア-②の措置

里親等への措置費の過払い分については、個別に訪問し、理解が得られるまで丁寧に経緯を説明した上で、返還の依頼を行っており、ほとんどの里親等から返還の了承を得ており、順次、納入されている。

今後、できるだけ早期に処理が完了するよう、鋭意取り組んでいく。

また、(1) -ア-①と同様の措置を行った。

(1) -ア-③の措置

(1) -ア-①と同様の措置を行った。

(1) -ア-④の措置

(1) -ア-②と同様の措置を行った。

イ 適用単価の誤り

一時保護委託に要する経費のうち、単価改正（平成21年度から単価が860円から850円に改正）が反映されず支給し、過払いとなっていたもの。

上記アの④に含まれるものを除く。（一時保護委託分）

過払額 2人 20円

（中央児童相談所 2人 20円）

（内 訳）

・中央児童相談所

一人一日当たり（860円－850円）×
2人＝20円

ウ 最終日算入誤り

一時保護委託に要する経費のうち、被虐待児受入加算費の算定にあたり、一時保護委託の期間最終日は計算上、不算入が原則であるが、算入して支給し、過払いとなっていたもの。（一時保護委託分）

過払額 8人 6,880円

（都留児童相談所 8人 6,880円）

（内 訳）

・都留児童相談所

一人一日当たり 860円×8人＝6,880円

エ その他の算定誤り（算定日数の誤り）

一時保護委託に要する経費のうち、被虐待児受入加算費の算定にあたり、一時保護委託の日数を過少に算定し、支給額が不足していたもの。（一時保護委託分）

不足額 59人 △50,740円

（中央児童相談所 59人 △50,740円）

（内 訳）

・中央児童相談所

一人一日当たり 860円×（69人－128人）
＝△50,740円

オ その他の国庫負担金の報告誤り（上記アからエを除いた、国庫負担金の実績報告の誤り）

① 一時保護委託に要する経費のうち、被虐待児受入加算費について、支給額と国庫負担金の報告が相違し、過大に交付を受けていたもの。また、報告漏れがあったもの。（一時保護委託分）

過大額 140人 120,400円

（中央児童相談所 134人 115,240円、都留児童相談所 6人 5,160円）

（内 訳）

(1) -イの措置

(1) -ア-②と同様の措置を行った。

(1) -ウの措置

(1) -ア-②と同様の措置を行った。

(1) -エの措置

里親等への措置費の未払い分については、個別に訪問し、理解が得られるまで丁寧に経緯を説明した上で、追加支給を完了している。

また、(1) -ア-①と同様の措置を行った。

(1) -オ-①の措置

国に対して、事業実績報告の訂正を提出し、その指示に基づき精算処理を行った結果、全体として過大交付となったため、交付金を返還した。

また、各所属から児童家庭課への国庫負担金実績報告の際に、根拠資料の提出を求め、ヒアリングにより実績データの確認を複数名で行うなど、チェ

- ・中央児童相談所
一人一日当たり 860 円× 134 人
=115,240 円
- ・都留児童相談所
一人一日当たり 860 円×6 人=5,160 円

過少額 1,102 人 △947,720 円
(中央児童相談所 1,102 人 △947,720 円)
(内 訳)

- ・中央児童相談所
一人一日当たり 860 円× △1,102 人
=△947,720 円 (H17)

注) 過少額△947,720 円は、県から施設等へ 947,720 円が支給されたが、その全額が国庫負担金の報告に計上されていなかったものであり、集計基準により全額を過少額とした。支給額 947,720 円のうち 615,760 円は、適用要件を誤ったもの(被虐待児受入加算費の支給対象となっていない里親や病院等に一時保護委託した場合に、加算費を支給し、過払いとなっていたもの。)として、(1)ア②の中央児童相談所の過払額 1,915,220 円の中に含まれている。

集計基準により、過少額と過払額の両方に 615,760 円を含めて集計してある。

- ② 被虐待児受入加算費の対象となる児童について、国庫負担金の報告漏れがあり、未請求であったもの。(施設措置分)

過少額 30 人 △786,000 円
(甲陽学園 30 人 △786,000 円)
(内 訳)

- ・甲陽学園
一人一月当たり 26,200 円×(23 人-53 人) =△786,000 円

- (2) その他の費目の誤り (被虐待児受入加算費以外の費目の誤り)

ア 適用要件の誤り

- ① 月の初日に措置されている児童が対象となる措置費の項目を月の途中で措置された児童に適用し、国庫負担金の報告をし、過大に交付を受けていたもの。

過大額 48 人 1,214,280 円
(中央児童相談所 7 人 35,490 円、都留児童相談所 2 人 10,140 円、甲陽学園 39 人 1,168,650 円)
(内 訳)

- ・中央児童相談所 (期末一時扶助費)
一人一月当たり 5,070 円×7 人

ック体制の強化を図るとともに、実績報告書の様式を統一し、記入方法に誤解がないよう、各所属への指導徹底を図っている。

- (1) -オ-②の措置

(1) -オ-①と同様の措置を行った。

- (2) -ア-①の措置

(1) -オ-①と同様の措置を行った。

=35,490 円

- ・都留児童相談所（期末一時扶助費）
一人一月当たり 5,070 円×2 人
=10,140 円
- ・甲陽学園（一般生活費）
一人一月当たり 47,430 円×24 人
=1,138,320 円
- 〃（児童用採暖費）
一人一月当たり 1,260 円×12 人
=15,120 円
- 〃（期末一時扶助費）
一人一月当たり 5,070 円×3 人
=15,210 円

② 月の途中で措置された児童も対象となる措置費の項目を適用せず、国庫負担金の報告漏れがあり、未請求となっていたもの。（施設措置分）

過少額 48 人 △100,350 円
（甲陽学園 48 人 △100,350 円）
（内 訳）

- ・甲陽学園（教育費）
一人一月当たり 4,180 円×△21 人
=△87,780 円
一人一月当たり 2,110 円×△3 人
=△6,330 円
- 〃（教材費）
270 円×△21 人=△5,670 円
190 円×△3 人=△570 円

③ 対象外の児童（県外で措置された児童等）に適用し、国庫負担金の報告をし、過大に交付を受けていたもの。（施設措置分）

県外に居住の児童を県内の施設等へ入所措置した場合は、原則として措置費は、措置した県が相手側施設に対して支弁することとされているが、県外で措置された児童についても、国庫負担金の報告に含め、過大に交付を受けていたものなど。

過大額 981,060 円
（甲陽学園 981,060 円）
（内 訳）

- ・甲陽学園（教育費）
一人一月当たり 4,180 円×13 人
=54,340 円
- 〃（教材費）
270 円×13 人 = 3,510 円
- 〃（見学旅行費） 55,900 円
- 〃（医療費） 809,610 円
- 〃（特別育成費（特別加算費）） 57,700 円

(2) -ア-②の措置

(1) -オ-①と同様の措置を行った。

(2) -ア-③の措置

(1) -オ-①と同様の措置を行った。

イ 適用単価の誤り

① 一時保護委託に要する経費のうち、一般生活費（児童の日常生活に必要な経常的諸経費）の算定にあたり、適用単価を誤り、支給額が不足していたもの。（一時保護委託分）

乳児単価 1,800 円を適用すべきところ、一般単価 1,560 円を適用していたもの。

不足額 239 人 △57,360 円

（中央児童相談所 239 人 △57,360 円）

（内 訳）

・中央児童相談所

一人一日当たり（1,560 円－1,800 円）×
239 人＝△57,360 円

② 高等学校入学児童に支弁される特別育成費（特別加算費）について、誤って中学校入学児童に支弁される入進学支度金として報告され、請求が不足していたもの。（施設措置分）

過少額 1 件 △56,800 円

（甲陽学園 1 件 △56,800 円）

（内 訳）

・甲陽学園（特別育成費（特別加算費））

一人一件当たり 56,800 円×△1 件
＝△56,800 円

過大額 1 件 46,100 円（

甲陽学園 1 件 46,100 円）

（内 訳）

・甲陽学園（入進学支度金）

一人一件当たり 46,100 円×1 件
＝46,100 円

③ 就職するために入所措置が解除となった児童を対象に支弁される就職支度費について、単価改正（平成 19 年度に 69,000 円から 71,000 円に改正）が反映されないまま国庫負担金の報告をして、請求が不足していたもの。

また、高等学校入学児童に支弁される特別育成費（特別加算費）の単価改正（平成 20 年度に単価が 57,700 円に改正）が反映されないまま国庫負担金の報告をして、請求が不足していたもの。（施設措置分）

過少額 3 件 △5,200 円

（甲陽学園 3 件 △5,200 円）

（内 訳）

・甲陽学園（就職支度費）

一人一件当たり（69,000 円－71,000 円）× 1 件＝△2,000 円

〃（特別育成費（特別加算費））

一人一件当たり（56,100 円－57,700

（2）－イ－①の措置

児童の施設措置においては、年度の途中において1歳に達した者について、その年度内は乳児とみなすとの規定に基づき単価の適用誤りを指摘されたが、指摘を受けた後、再調査を行うとともに、国に再確認を行ったところ、一時保護委託に係る一般生活費の適用単価については、1歳に達した日から一般単価 1,560 円を適用するものと、あらためて指導があったことから、追加支給は行わないこととした。

（2）－イ－②の措置

（1）－オ－①と同様の措置を行った。

（2）－イ－③の措置

（1）－オ－①と同様の措置を行った。

円) × 2 件 = △3,200 円

ウ 最終日算入誤り

① 児童相談所の一時保護所に保護の児童の一般生活費の算定にあたり、一時保護の期間最終日は計算上、不算入が原則であるが、算入して国庫負担金の報告をし、過大に交付を受けていたもの。(一時保護所保護分)

過大額 603 人 940,680 円
(中央児童相談所 385 人 600,600 円、都留児童相談所 218 人 340,080 円)

(内 訳)

- ・中央児童相談所 (一般生活費)
一人一日当たり 1,560 円 × 385 人
= 600,600 円
- ・都留児童相談所 (一般生活費)
一人一日当たり 1,560 円 × 218 人
= 340,080 円

② 一時保護委託に要する経費のうち、一般生活費の算定にあたり、一時保護委託の期間最終日は計算上、不算入が原則であるが、算入して支給し、過払いとなっていたもの。(一時保護委託分)

過払額 21 人 32,760 円
(中央児童相談所 2 人 3,120 円、都留児童相談所 19 人 29,640 円)

(内 訳)

- ・中央児童相談所 (一般生活費)
一人一日当たり 1,560 円 × 2 人
= 3,120 円
- ・都留児童相談所 (一般生活費)
一人一日当たり 1,560 円 × 19 人
= 29,640 円

エ その他の算定誤り (算定日数の誤り、二重払い)

① 一時保護委託に要する経費のうち、一般生活費の算定にあたり、一時保護委託の算定日数を誤って支給し、過払いもしくは支給不足となっていたもの。(一時保護委託分)

過払額 28 人 43,680 円
(中央児童相談所 28 人 43,680 円)

(内 訳)

- ・中央児童相談所 一人一日当たり 1,560 円 × (54 人 - 26 人) = 43,680 円

不足額 56 人 △87,360 円
(中央児童相談所 56 人 △87,360 円)

(内 訳)

- ・中央児童相談所 一人一日当たり 1,560 円 ×

(2) -ウ-①の措置

(1) -オ-①と同様の措置を行った。

(2) -ウ-②の措置

里親等への措置費の過払い分については、個別に訪問し、理解が得られるまで丁寧に経緯を説明した上で、返還の依頼を行っており、ほとんどの里親等から返還の了承を得ており、順次、納入されている。

今後も、できるだけ早期に処理が完了するよう、鋭意取り組んでいく。

国に対しては、事業実績報告の訂正を提出し、その指示に基づき精算処理を行った結果、全体として過大交付となったため、交付金を返還した。

また、措置費制度に対する理解を深めるため、関係所属の管理職及び一般職員を対象とした研修会を開催するなど、制度の理解の徹底を図っている。

(2) -エ-①の措置

(2) -ウ-②と同様の措置を行うとともに、未払い分についても、個別に訪問し、理解が得られるまで丁寧に経緯を説明した上で、追加支給を完了している。

また、措置費の支出証拠書類として、措置通知の写しを添付することにより、措置状況の確認を確実に行っていく。

(392人-448人) = △87,360円

② 一時保護委託に要する経費のうち、一般生活費について、重複して支給し、過払いとなっていたもの。(一時保護委託分)

過払額 4人 6,240円

(中央児童相談所 4人 6,240円)

(内 訳)

・中央児童相談所

一人一日当たり 1,560円×4人=6,240円

③ 事務費の算定にあたり、個別対応職員加算について、単価改正(平成19年度に単価が9,290円から14,940円に改正)が反映されず過少に報告し、請求が不足していたもの。また、家庭支援専門相談員加算について、適用単価を誤り、過少に報告し、請求が不足していたもの。

過少額 2件 △1,107,840円

(甲陽学園 2件 △1,107,840円)

(内 訳)

・甲陽学園(事務費)

個別対応職員加算 △1,084,800円

・〃 家庭支援専門相談員加算△23,040円

④ その他の算定誤り(県の予算から支弁した学校給食費の計算誤りや国庫負担金の対象外の行事を含めて報告し、過大に交付を受けていたもの。また報告漏れがあり、請求が不足していたもの。)

過大額 4件 125,032円

(甲陽学園 4件 125,032円)

(内 訳)

・甲陽学園(学校給食費) 1件 14,032円

・〃(夏季等特別行事費) 3件 111,000円

過少額 3件 △69,200円

(甲陽学園 3件 △69,200円)

(内 訳)

・甲陽学園(特別育成費) 1件 △200円

・〃(夏季等特別行事費) 2件△69,000円

オ その他の国庫負担金の報告誤り(上記アからエを除いた、国庫負担金の実績報告の誤り)

① 一時保護委託に要する経費のうち、一般生活費について、支給額と国庫負担金の報告が相違しており、過大に交付を受けていたもの。また、請求漏れがあり、未請求であったもの。(一時保護委託分)

過大額 31,200円

(中央児童相談所 21,120円、都留児童相談

(2) -エ-②の措置

(2) -ウ-②と同様の措置を行うとともに、一時保護委託に係る台帳を整備し、委託先、委託期間、支払い状況等を管理している。

(2) -エ-③の措置

(1) -オ-①と同様の措置を行うとともに、措置費制度に対する理解を深めるため、関係所属の管理職及び一般職員を対象とした研修会や、措置費制度の要綱改正や単価改定について、担当者の研修会を開催するなど、関係職員に制度の理解の徹底を図っている。

(2) -エ-④の措置

(2) -エ-③と同様の措置を行った。

(2) -オ-①の措置

(2) -エ-③と同様の措置を行った。

所 6人 10,080円)

(内訳)

・中央児童相談所(一般生活費) 21,120円

・都留児童相談所(一般生活費)

一人一日当たり 1,560円×(242人-239人)=4,680円

一人一日当たり 1,800円×(130人-127人)=5,400円

過少額 2,240人 △3,495,120円

(中央児童相談所 2,240人 △3,495,120円)

(内訳)

・中央児童相談所(一般生活費)

一人一日当たり 1,560円×△2,240人=△3,494,400円

その他に支給額と報告額とが相違していたもの △720円

② 一般生活費以外の費目について、国庫負担金の報告漏れがあり、未請求であったもの

過少額 △1,463,547円

(中央児童相談所 △261,045円、甲陽学園6件 △1,202,502円)

(内訳)

・中央児童相談所(教材費) 1件△14,695円

〃 (学校給食費) 1件 △17,280円

〃 (特別育成費)

一人一月当たり 22,270円×△8人=△178,160円

〃 (医療費(実費分)) 1件 △540円

〃 (乳児等受入加算費) 平成21年度新設

一人一日当たり 2,190円×△23人=△50,370円

・甲陽学園(特別育成費(特別加算費))

一人一月当たり 56,100円×1人=△56,100円

〃 (就職支度費)

一人一件当たり 67,000円×1件=△67,000円

一人一件当たり 69,000円×1件=△69,000円

一人一件当たり 71,000円×1件=△71,000円

〃 (見学旅行費) 1件 △55,900円

〃 (医療費) 1件 △883,502円

③ 一般生活費のうち、被服の支給を必要としない児童の被服費について、国庫負担金が報告され、過大に交付を受けていたもの。

過大額 4人 12,600円

(2) -オ-②の措置

(2) -エ-③と同様の措置を行った。

(2) -オ-③の措置

(2) -エ-③と同様の措置を行った。

(都留児童相談所 4人 12,600円)

(内訳)

- ・都留児童相談所(被服費)
一人一件当たり 3,150円×4人
=12,600円

④ 県立施設へ一時保護を委託した児童について、国庫負担金の報告漏れがあり、未請求であったもの。(県立施設委託分)

過少額 1,806人 △2,922,960円

(内訳)

(一般生活費)

平成17年度

一人一日当たり 1,560円×△61人
=△95,160円

〃 平成18年度

一人一日当たり 1,560円×△129人
=△201,240円

一人一日当たり 1,800円×△196人
=△352,800円

〃 平成19年度

一人一日当たり 1,560円×△588人
=△917,280円

一人一日当たり 1,800円×△133人
=△239,400円

〃 平成20年度

一人一日当たり 1,560円×△588人
=△917,280円

一人一日当たり 1,800円×△111人
=△199,800円

(3) 児童家庭課における里親、民間施設への支弁における誤り

里親、児童養護施設、乳児院等に対する支弁は、児童家庭課が行っており、次のとおり誤りがあった。

ア 里親への支弁における誤り

① 一般生活費について、月の中途の措置児童について日割計算すべときころ、日割計算しないで支給し、過払いとなっていたもの。また、日割計算を誤って支給したため、支給額が不足していたもの。

過払額 6件 107,400円

(内訳)

- ・(一般生活費) 6件 107,400円

不足額 2件 △8,868円

(内訳)

- ・(一般生活費) 2件 △8,868円

(2) -オ-④の措置

(2) -エ-③と同様の措置を行った。

(3) -ア-①の措置

(2) -エ-①と同様の措置を行った。

- ② 措置が継続された児童について、措置費が未支給となっていたもの。

不足額 3人 △81,940円

(内 訳)

- ・(里親手当)
 - 一人一月当たり 33,000円×△1人
 - =△33,000円
- ・(一般生活費)
 - 一人一月当たり 47,680円×△1人
 - =△47,680円
- ・(児童用採暖費)
 - 一人一月当たり 1,260円×△1人
 - =△1,260円

- ③ 見学旅行の証明書が添付されていたが、見学旅行費が未支給であったもの。

不足額 1人 △108,200円

(内 訳)

- ・(見学旅行費)
 - 一人一年当たり 108,200円×△1人
 - =△108,200円

- ④ 里親へ学校給食費及び一般生活費が未支給であったが、国庫負担金の報告に含め、過大に交付を受けていたもの。

不足額 2件 △96,160円

過大額 2件 96,160円

(内 訳)

- ・(学校給食費) 95,760円
- (一般生活費) 400円

注) 過大額 96,160円は、県から里親に未支給であったが、国庫負担金の報告に含まれており、過大に交付を受けていたものである。集計基準により不足額と過大額の両方に96,160円を含めて集計してある。

- ⑤ その他の誤り(生活指導訓練費・保育材料費の適用要件の誤りによる過払い、里親受託支度金・学校教育費の未支給等)

過払額 83件 289,926円

不足額 26件 △271,335円

イ 児童養護施設、乳児院等への支弁における誤り

- ① 月の初日に措置されている児童が対象となる措置費の項目を月の途中で措置された児童に適用し、過払いとなっていたもの。また、月の初日に措置されている児童について、措置費が未支給であったもの。

過払額 15人 711,450円

- (3) -ア-②の措置

措置費の未払い分については、個別に訪問し、理解が得られるまで丁寧に経緯を説明した上で、追加支給を完了している。

国に対しては、事業実績報告の訂正を提出し、その指示に基づき精算処理を行った結果、全体として過大交付となったため、交付金を返還した。

また、措置費の支出証拠書類として、措置通知の写しを添付することにより、措置状況の確認を確実にしている。

- (3) -ア-③及び④の措置

措置費の未払い分については、個別に訪問し、理解が得られるまで丁寧に経緯を説明した上で、追加支給を完了している。

国に対しては、事業実績報告の訂正を提出し、その指示に基づき精算処理を行った結果、全体として過大交付となったため、交付金を返還した。

また、見学旅行費や学校給食費など、実費精算を行う措置費については、必ず根拠書類等の提出を求め、証拠書類により確認が取れ次第支給していくこととし、年度末に措置費清算事務が集中し、事務処理に誤りがないよう、措置費事務の平準化を図っている。

- (3) -ア-⑤の措置

(2) -エ-①と同様の措置を行った。

- (3) -イ-①の措置

児童養護施設において、月の初日に措置されていないとして措置費が過払いと指摘された711,450円のうち、8人分の379,440円について、再調査を行ったところ、施設から

(内 訳)
 ・(一般生活費)
 一人一月当たり 47,430 円×(377 人－362 人) = 711,450 円
不足額 5 人 △237,150 円

(内 訳)
 ・(一般生活費)
 一人一月当たり 47,430 円×(197 人－202) = △237,150 円

② 児童養護施設から事務費(加算費)の申請書が提出され、県で認定していたが、施設からの請求漏れやその確認漏れがあり、未支給であったもの。
不足額 2 件 △5,676,710 円

(内 訳)
 ・(事務費) 小規模グループケア加算
 △5,539,200 円
 ・(就職支度費) 特別基準額 △137,510 円

③ 児童養護施設へ支弁している事務費の算定に誤りがあり、過払いとなっていたもの。
過払額 3 件 147,852 円

(内 訳)
 ・(事務費) 新設施設加算 1 件 87,500 円
 ・(事務費) 施設機能強化推進費
 2 件 60,352 円

④ 実費を支弁している措置費の項目について、証明書が添付されておらず、過払いとなっていたもの。支給額と証明額が相違し、過不足があったもの。
過払額 4 件 20,538 円

(内 訳)
 ・(学校給食費) 3,240 円、
 ・(特別育成費) 3,000 円
 ・(医療費) 6,090 円
 ・(見学旅行費) 8,208 円
不足額 1 件 △14,100 円

(内 訳)
 ・(学校給食費) △14,100 円

⑤ その他の誤り(夏季等特別行事費の適用要件の誤りによる過払い、教育費・特別育成費の未支給等)
過払額 9 件 29,150 円
不足額 26 件 △473,560 円

(4) 措置費の徴収事務における事務処理誤り
 ア 措置費の徴収事務における事務処理誤りにつ

実績報告を誤った旨の申告があり、児童措置通知により、月の初日の在籍が確認されたことから、過払いではないことを確認したため、返還を求めないこととし、7人分の332,010円については、指摘のとおり過払いであったことから、未払い分の237,150円とともに(2)－エー①と同様の措置を行った。

(3)－イー②及び③の措置
 措置費の過払い分及び未払い分については、個別に訪問し、理解が得られるまで丁寧に経緯を説明した上で、返還の依頼及び追加支給を行っており、追加支給は完了し、過払い分も順次、納入されている。

国に対しては、事業実績報告の訂正を提出し、その指示に基づき精算処理を行った結果、全体として過大交付となったため、交付金を返還した。

また、県で認定した事務費等の加算について、その実績報告書の提出を求め、施設からの請求漏れがないよう、必要に応じて現地調査を実施するなど、国の措置費の要綱に基づき、正確な事務費の算定に努めている。

(3)－イー④及び⑤の措置
 措置費の過払い分及び未払い分については、個別に訪問し、理解が得られるまで丁寧に経緯を説明した上で、返還の依頼及び追加支給を行っており、追加支給は完了し、過払い分も順次、納入されている。

国に対しては、事業実績報告の訂正を提出し、その指示に基づき精算処理を行った結果、全体として過大交付となったため、交付金を返還した。

また、実費精算を行う措置費については、必ず根拠書類等の提出を求め、証拠書類により確認が取れ次第支給していくこととし、年度末に措置費清算事務が集中し、事務処理に誤りがないよう、措置費事務の平準化を図っている

いて

措置費の徴収事務については、国の交付要綱に児童入所施設徴収金基準額表（以下「国の徴収基準」という。）が定められており、措置児童の属する世帯の階層区分を認定し、徴収金基準額（月額）を徴収することとなっている。措置児童の属する世帯の階層区分の認定は児童家庭課で行っている。

階層区分の認定にあたっては、措置を行った児童相談所から、児童福祉施設入所者及び保護者負担額認定調書、世帯の課税状況、課税証明、源泉徴収票、住民票等の書類が児童家庭課に送付され、これらの書類に基づき階層区分を認定し、措置費負担額の決定を行い保護者に通知している。

提出書類のうち、児童福祉施設入所者及び保護者負担額認定調書には、認定にあたっての児童福祉司の意見が付されている。

徴収金にかかる収入の調定は、児童家庭課及び甲陽学園で行っている。

措置費負担額の決定について、監査対象期間におけるすべての書類を求め、監査を実施したところ、平成17年度分の書類は所在が不明であり監査ができなかった。

平成18年度から平成21年度分について、国の徴収基準に基づき徴収金基準額を再計算したところ、実際の徴収金の認定額（月額）が、国の交付要綱に基づき再計算した徴収金基準額よりも過少に認定されているものがあった。（次のイの①から④）

平成18年から平成21年度分の徴収金について、措置児童の属する世帯ごとに、実際の徴収金の決定額（月額）から国の徴収基準に基づき再計算した徴収金基準額（月額）を差し引き、集計したところ次のとおりであった。

① 国の基準によらないで、徴収基準額を0円としていたもの		② 国の徴収基準によらないで、徴収基準額を低く認定していたもの		③ 課税状況等の確認がなされていないもの	
件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
203	△ 560,040	100	△ 750,970	323	△ 334,960

④ 父母以外の扶養義務者の課税状況等の確認がなされていないもの		1月あたりの過少額合計	
件数	金額(円)	件数	金額(円)
8	△ 35,940	634	△ 1,681,910

イ 措置費の徴収事務における事務処理誤りの具体的な内容

措置費の徴収事務における事務処理誤りの具

体的な内容は次のとおりであった。

① 国の基準によらないで、徴収基準額を0円としていたもの

徴収金基準額を0円と認定する場合は、その世帯が生活保護法による被保護世帯である場合や、市町村民税の非課税世帯のうち単身世帯や母子世帯、在宅障害児（者）のいる世帯等である場合が国の徴収基準に定められている。これらの場合以外にも徴収金基準額を0円とし、徴収金を徴していないものがあった。

② 国の徴収基準によらないで、徴収基準額を低く認定していたもの

国の徴収基準は、その世帯の所得税や市町村民税などの課税階層の区分に応じて一定の基準額を定めたものである。

児童入所施設徴収金基準額表の階層区分は、A階層からD階層の4階層に区分され、さらにC階層については2区分に、D階層については14区分に分かれている。

階層区分は課税状況等によって認定されるが、認定にあたって、国の徴収基準の階層区分の定義と異なり、階層区分を下げて、基準額を低く認定しているものがあった。

③ 課税状況等の確認がなされていないもの

階層の認定にあたっては、A階層（生活保護法による被保護世帯）を除いては、B階層（市町村民税非課税世帯）、C階層（市町村民税課税世帯）、D階層（所得税課税世帯）のいずれも、市町村の課税証明や源泉所得税表などにより課税状況を確認することとされているが、課税状況等が確認されていないまま認定されているものがあった。

④ 父母以外の扶養義務者の課税状況等の確認がなされていないもの

階層区分の認定にあたっては、児童入所施設については、その措置児童と同一の世帯に属して生計を一にしている扶養義務者について、それらの者の課税の有無ないしそれらの者の課税額の合計額について確認を行うこととされている。

父母以外にも生計を一にしている扶養義務者がいる場合に、それらの者の課税状況等が確認されていないものがあった。

(4) -イ-①及び②の措置

過年度の扶養義務者負担金の徴収について、その精査を行ったところ、国の徴収基準によらないで、その負担額を減免しているものが確認された。

このため、国に対しては、事業実績報告の訂正を提出し、国の指示に基づき処理を行った結果、全体として過大交付となったため、交付金を返還した。

国の基準によらない減免措置を行った扶養義務者に対しては、課税証明や源泉徴収票の提出を求め、その課税状況等を確認し、負担額を再認定するなど、適切な処理を行っていく。

なお、負担額の再認定により、国庫負担金の過不足が生じた場合には、事業実績報告の再訂正を行い、国の指示に基づき精算処理を行っていく。

平成22年度以降は、扶養義務者負担金の徴収事務について、国の徴収基準により、その負担額の決定を行っている。

(4) -イ-③の措置

課税状況等の確認が取れない扶養義務者に対しては、国の指導により、B階層として認定することとされているが、扶養義務者に対して、課税証明や源泉徴収票の提出を求め、その課税状況等を確認し、負担額を再認定するなど、適切な処理を行っていく。

(4) -イ-④の措置

父母以外の扶養義務者の課税状況等の確認がなされていないものについては、課税証明や源泉徴収票の提出を求め、必要に応じて市町村に課税証明を公用請求するなど、その課税状況等を確認し、負担額を再認定するなど、適切な処理を行っていく。

2 監査の結果に基づく意見

今回監査を実施した児童入所施設等措置費について、措置費の適用要件や適用単価の誤り、措置費の積算上の誤り、国庫負担金の請求事務における誤りなど、多くの事務処理において誤りが発見されたことは、誠に遺憾である。

今回の監査結果を受け、知事は、厳正なる事務執行体制の確立と職員の指導、監督に一層努められるよう要望する。

なお、当面、次の事項を実施されたい。

- (1) 加算費等を過払いした里親等の委託先に対して、速やかに経緯を説明し、過払分の県への返納を求めること。
- (2) 未支給の措置費については、すみやかに支給するとともに、財源措置について、国に協議を行うこと。
- (3) 関係者に対しては誠意をもって、真摯に対応すること。
- (4) 国庫負担金の過不足については、国の指示に基づきすみやかに精算すること。

次に、事務処理における誤りの再発防止のため、次の事項を実施されたい。

- (1) 法令や通知等制度の周知徹底を図るべきもの
今回、対象となった措置費については、制度が複雑で毎年、単価の改正など見直しが行われ、それに関して国から通知が行われている。
通知の内容について、疑問のある事項については放置せず、その都度、国に照会を行うことや所属全体で制度改正の趣旨を検討する機会を設けるなど職員に法令や通知の周知徹底を図られたい。
- (2) 事務処理方法を改善すべきもの
適用要件の誤りや単価改正が反映されていない事例があったが、これらは、一担当者だけの問題ではなく、所属全体としてチェック体制の甘さがあったと言わざるを得ない。
事務執行にあたっては、前任者や前年度の事務を踏襲するのではなく、常に制度の改正点に十分注意をはらい事務を執行されたい。
また、措置費の事務処理を行っていくうえでの注意点などについて、過去からデータ集積や記録が行われていない場合には、職員の異動により再び同じような誤りが繰り返される可能性もある。措置費の事務処理方法に関して、引き継ぎ方法も含めた改善を図られたい。

過払いした委託先の里親、病院に対しては、個別に訪問し、理解が得られるまで丁寧に経緯を説明した上で、返還をお願いしており、順次納入されている。

また、未支給の措置費についても、経緯を説明し、未払い分の追加支給を完了している。

なお、国に対して事業実績報告の訂正を提出し、国の指示に基づき精算処理を行った結果、全体として過大交付となったため、交付金を返還した。

国に照会した疑義の回答を基に事務処理マニュアルやQ&Aを作成するとともに、措置費事務研修会を開催し、措置費制度の周知徹底と公費支出に関する基本的なルールの再確認を行った。また、事務処理マニュアルやQ&Aを最新のものに更新するとともに、担当者の研修会を開催し、措置費制度の周知徹底図っている。

国の要綱や単価の改正に併せて、その改正内容を事務担当者に徹底するため、説明会を開催するとともに、事務処理マニュアルやQ&Aを最新のものに更新することにより、措置費事務の標準化を図っている。

(3) 児童相談所と所属間の連携強化を図ること

被虐待児受入加算費の支弁を行うにあたり、被虐待児受入加算費の対象児童であることの確認のための事務処理方法を確立すること。また、児童相談所と各所属との連携強化が図られるよう、現行の事務処理方法について改善を検討されたい。

(4) 国庫負担金の請求事務におけるチェック体制の強化と指導の徹底を図ること

国庫負担金の請求事務にあたっては、チェック体制が不十分であった。

今回の監査にあたり、監査対象となった所属には、国庫負担金の算定根拠となる一時保護所における月別の一時保護状況一覧表や一時保護委託費の委託状況一覧表等の提出を求めてチェックを行い事務処理の誤りを発見した。

児童家庭課は、これまでこれらの書類のチェックを行っていなかった。今後は、国庫負担金の算定根拠となるこれらの書類について、十分チェックを行っていく必要がある。

また、児童家庭課は、基礎資料作成のための記入要領の整備や記入方法に誤解のないよう各所属への指導を徹底するとともに、計数の裏付けとなる資料の提出を求め十分なチェックを行うよう事務処理の改善を図られたい。

(5) チェック体制が有効に機能するよう、支出関係書類に添付すべき根拠法令や証拠書類等の整備を図ること

複数の職員のチェック体制が有効に機能するには、支出の根拠となる添付書類を十分に整備する必要がある。

書類の作成者だけでなく、複数の職員による多角的なチェックを可能にするには、計数を裏付けるための根拠法令や証拠書類等の整備を充実させることが必要不可欠である。

このため、チェック体制が有効に機能するよう、支出関係書類に添付すべき根拠法令や国からの改正通知、支払証明書等の証拠書類の書類を十分に整備すること。

また、児童養護施設等から提出される書類については、必要な提出書類や様式、記入方法等を規定した事務処理要領が定められていなかった。

規定の整備を行い、必要書類の提出について、施設等への協力を求め書類の整備を図られたい。

児童措置通知の様式を統一し、被虐待児受入加算費の対象児童であるか否かを書面で確認できるようにするとともに、事務処理マニュアルの徹底を図っている。

各出先機関から児童家庭課への国庫負担金実績報告の際に、根拠資料の提出を求め、ヒアリングにより実績データのチェックを複数名で行っている。

また、実績報告の様式を統一し、記入方法に誤解がないよう、各所属への指導徹底を図っている。

措置費の支出証拠書類に、「根拠法令」、「国からの改正通知」、「支出証明書」等の根拠書類の添付を求めるとともに、請求書の様式等を統一し、精査の際は、複数名でチェックを行うことにより、組織的なチェック体制の強化を図っている。

(6) 事務費の申請書や認定書類、措置決定通知等の書類の整備を図ること

措置費の支弁において、事務費の未払いや事業費の計算誤り、適用要件の誤り等があった。

これは、支出の根拠となる事務費の申請書や県の認定書類、また、措置決定通知や措置解除通知等がそれぞれ別冊で管理されており、各々の支出との対応関係が図られていないことが今回の事務処理誤り発生の原因の一つであると思われる。したがって、これらの関係書類については、対応関係がわかるように整理し直し、また一覧表で一元管理するなど、客観的な審査が可能となるよう書類の整備を図られたい。

また、県外に居住の児童を県内の施設等に措置した場合には、対象者を書類に明示するなど、わかりやすい書類の整備についても検討されたい。

(7) 措置費の精算事務における規程整備や迅速化を図ること

措置費支弁にかかる事務処理規程については、他県や特例市などで、すでに整備されているところがある。また、精算事務は4半期毎に行われており、年度末の精算については、3月末日や4月5日までに実績報告書の提出を求めている。

さらに、概算払い請求や精算払い請求の際提出すべき証拠書の様式についても詳細に定められている。

措置費の支弁に係る書類は膨大な量であり、書類審査には多くの時間を要することから、県へ提出する書類の提出期限や様式などを定めた事務処理要領の整備を行い、児童養護施設等への協力を求め、十分な時間をかけてチェックがなされるよう改善を図られたい。

(8) 国の徴収基準に遵った事務処理を行うべきものの

措置費の徴収事務において、一部国の徴収基準とは相違した徴収金が認定されているものがあった。

児童福祉法では、措置費の国庫負担金は各会計年度を単位として支弁義務者である県が支弁した措置費の額から厚生労働大臣が定める基準によって算定した徴収金の額を控除した額を精算額として、2分の1の額の国庫負担を行うこととされている。

また、児童福祉法における措置費の徴収は、その家庭の負担能力に応じて徴収する制度となっている。国が徴収金基準額表を定めた趣旨は、

児童家庭課において、措置費の支出の根拠となる「事務費の申請書」、「県の認定書類」、「措置決定通知」、「措置解除通知」などは現在別冊で管理しているが、措置費の支出証拠書類にこれら一連の証拠書類の写しを添付することにより、客観的な審査が行えるよう、書類の整備を図っている。

また、県外に居住する児童が県内施設に措置された場合には、措置費の支出対象外であることが明確にわかるよう、対象者を明示した書類を添付している。

四半期ごとの措置費清算事務において、その都度根拠書類の提出を求め、確認を行っている。

また、年度末に1年分の証拠書類をまとめて精査していた事務の分散化を図り、十分な時間をかけて措置費清算事務を行っている。

過年度の扶養義務者負担金の徴収について、その精査を行ったところ、国の徴収基準によらないで、その負担額を減免しているものが確認された。

このため、国に対しては、事業実績報告の訂正を提出し、国の指示に基づき処理を行った結果、全体として過大交付となったため、交付金を返還した。

国の基準によらない減免措置を行った扶養義務者に対しては、課税証明や源泉徴収票の提出を求め、その課税状況等を確認し、負担額を再認定するなど、適切な処理を行っていく。

なお、負担額の再認定により、国庫

負担能力についての認定基準を明確にすることで国の国庫負担金の交付の均衡を図るばかりでなく各家庭相互間の不均衡を防止するためであるとされている。

県が国の基準によらない減免措置を行う場合は、県が独自に財源措置を講じたうえで、法の趣旨を踏まえた規程を整備し、県独自の制度として事業を行う必要がある。

しかし、現段階では、財源措置も規程の整備も行われておらず、児童福祉施設入所者の措置費負担額に関する規程第2条の拡大解釈による減免措置は、不適正な事務処理と言わざるを得ない。

徴収金の事務処理にあたっては、国の徴収基準に遵った事務処理を行うとともに、過年度の徴収金について精査のうえ、適切な対応を図りたい。

負担金の過不足が生じた場合には、事業実績報告の再訂正を行い、国の指示に基づき精算処理を行っていく。

平成22年度以降は、扶養義務者負担金の徴収事務について、国の徴収基準により、その負担額の決定を行っている。